

船舶事故等調査報告書

平成23年5月26日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2011広第21号	
事故等種類	衝突（かき筏）	
発生日時	平成23年2月5日（土） 05時50分ごろ	
発生場所	広島県広島市 ^{とろげ} 峠島北西岸沖 ドウゲン石灯標 ^{いし} から真方位031° 1.2海里付近 （概位 北緯34° 19.0′ 東経132° 27.5′）	
事故等調査の経過	平成23年2月7日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報	船種船名、総トン数 船種船名、総トン数 船種船名、総トン数	
乗組員等に関する情報	船長、二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定	
死傷者等	なし	
損傷	船体 本船船尾外板に擦過傷 かき筏 軽微な損傷	
事故等の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者2人を乗せ、霧で視界が制限された中を釣場に向かうため、峠島北西岸沖を南進中、平成23年2月5日05時50分ごろかき筏に衝突した。	
気象・海象	気象：天気 霧、風向 北、風力 1、視程 約10m 海象：潮汐 上げ潮の初期	
その他の事項	同乗者2人は、本事故当時、キャビンで仮眠していた。 本船は、本事故当時、手動操舵で速力は約16ノットであった。	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし あり 本船は、霧で視界が制限された峠島北西岸沖を南進中、船長がGPSプロッターによって船位の確認を行っていなかったことから、峠島北西岸のかき筏に衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、本船が、霧で視界が制限された峠島北西岸沖を南進中、船長が船位の確認を行っていなかったため、かき筏に衝突したことにより発生したものと考えられる。	